

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
28 兵庫県	210 加古川市	28000	1140005010145	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人太子福祉会				
(8)主たる事務所の住所	兵庫県	加古川市	平岡町土山字川池4 2 3 - 9		
(9)主たる事務所の電話番号	078-941-6707	(10)主たる事務所のFAX番号	078-941-1763		
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	https://www.taishifukushikai.org/		(14)法人のメールアドレス	kitano@midorien.org	
(15)法人の設立認可年月日	昭和54年2月16日	(16)法人の設立登記年月日	昭和54年2月28日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上16名以内	(2)評議員の現員	8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	220,000	
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業		(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
大塚 典雄	オーケラ輸送機構 代表取締役会長		R3.6.29 ~ 令和7年6月開催の定時評議員会迄	2 無	2 無	1
大村 秀己	関しゅく 取締役会長		R3.6.29 ~ 令和7年6月開催の定時評議員会迄	2 無	2 無	2
岡本 善四郎	兵庫県技術開発指導員		R3.6.29 ~ 令和7年6月開催の定時評議員会迄	2 無	2 無	3
兼田 節三	無職		R3.6.29 ~ 令和7年6月開催の定時評議員会迄	2 無	2 無	3
荒尾 幸三	弁護士		R3.6.29 ~ 令和7年6月開催の定時評議員会迄	2 無	2 無	1
木村 宇一郎	無職		R3.6.29 ~ 令和7年6月開催の定時評議員会迄	2 無	2 無	2
岸本 吉充	ピアサービス(株) 代表取締役		R3.6.29 ~ 令和7年6月開催の定時評議員会迄	2 無	2 無	2
井村 智眼	社会福祉法人洗心福祉会 理事長		R3.6.29 ~ 令和7年6月開催の定時評議員会迄	2 無	2 無	2

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上8名以内	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	33,421,538	2 特例無	
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
荒尾 潤	1 理事長	平成18年2月25日	2 非常勤	令和3年6月29日	医師	2 無	7
入吉 優美	2 業務執行理事	令和5年6月開催の定時評議員会の終結時迄	2 非常勤	令和3年6月29日	光認定こども園 室長	4 いずれも支給なし	7
北野 晃	3 その他理事	令和5年6月開催の定時評議員会の終結時迄	2 非常勤	令和3年6月29日	陽だまりの家 施設長	3 職員給与のみ支給	7
塩原 誠士	3 その他理事	令和5年6月開催の定時評議員会の終結時迄	2 非常勤	令和3年6月29日	尾上の郷 施設長	3 職員給与のみ支給	7
中嶋 健太郎	3 その他理事	令和5年6月開催の定時評議員会の終結時迄	2 非常勤	令和3年6月29日	太子の郷 施設長	3 職員給与のみ支給	7
今津 勝行	3 その他理事	令和5年6月開催の定時評議員会の終結時迄	2 非常勤	令和3年6月29日	太子の郷 事業部長	3 職員給与のみ支給	7

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	240,000
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日		(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況			
木戸口 高児	無職	2 無	令和3年6月29日		7
小南 好弘	無職	2 無	令和3年6月29日		7

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数	②常勤兼務者の実数	③非常勤者の実数
	3	0	0
	常勤換算数	0.0	常勤換算数
			0.0
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数	②常勤兼務者の実数	③非常勤者の実数
	267	2	169
	常勤換算数	1.0	常勤換算数
			102.1

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	
令和3年6月29日	6 6 2	1. 2020年度事業報告書(案)及び決算書(案)承認の件 2. 財産目録承認の件

008	かしのこども園	イ大規模修繕								
		02101801	幼保連携型認定こども園			幼保連携型かしのこども園	一時預り事業部			
		兵庫県	揖保郡太子町	太田669-1		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成30年4月1日	70	0
		ア建設費						0	715,040	
		イ大規模修繕								
009	本部拠点	00000001	本部経理区分			法人本部				
		兵庫県	加古川市	平岡町土山423-9		4 その他	4 その他	平成3年5月1日	0	0
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)	認知症カフェ	太子の郷(姫路市)
	自由な空間を過ごし「つながり」を感じられるよう取り組んでいます。	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	のびのびサークル	光認定こども園(加古川市)
	未就園児を対象に保育体験実施しています。	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	園庭解放、育児相談	光認定こども園(加古川市)
	地域の方向けに毎週木曜日園庭開放、育児相談を実施しています。	

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
②事業報告	2 無
③財産目録	2 無
④事業計画書	2 無
⑤第三者評価結果	2 無
⑥苦情処理結果	2 無
⑦監事監査結果	2 無
⑧附属明細書	2 無
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費(円)	1,836,840,125
②施設・設備に係る公費(円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	36,138,337
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度
みどり園	2019年度

1.4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	02 監査法人
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	RSM清和監査法人

- ③業務内容
- ④費用〔年額〕（円）

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況
①所轄庁から求められた改善事項

ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援	4,400,000
<p>1 定款 平成23年10月より、みどり園敷地内で、ひなたぼっこを運営しているが、定款の公益事業には定められていない。については、速やかに定款変更の手続きを行うこと。</p> <p>2 理事会 (1)理事会の決議事項 令和元年9月1日付で県に提出された「基本財産処分承認申請書」で、旧「聖園」敷地である太子町山田字大山664番地の16他4筆（合計8,995.62㎡）を、平成30年12月27日付で、山榮徳行㈱に7百万円で売却している。※うち、字東山139番地の3(20㎡)は水道用地としてその他財産に区分されていたもの上記基本財産(8,975.62㎡)は、財産目録上、当初取得価格1億2525万円で資産計上されている。 また、同敷地に建つ聖園を撤去後(平成28年7月31日解体撤去工事完了、同年10月7日建物滅失登記。)の平成29年度の太子町固定資産税評価額は、合計約33百万円(税額316,600円)であることから、一般的に推計される時価は約47百万円(33百万円÷0.7≒約47百万円)相当とも言える。 ※さらに、敷地売却に法人経費129百万円をかけて聖園建物の解体撤去を行っている。以上から、7百万円の売却価格が適正かが問題となるところ、売却先、売却条件(価格等)について、予め理事会に諮られた形跡がない事から理事長の一存により決定され、手続的に基たしく不適切・不明瞭な取引であったと言わざるを得ない。同敷地が土砂災害警戒区域に指定され、故に聖園を移転改築せざるを得ない状況であったも、少なくとも土地の不動産鑑定評価(聖園建物は平成27年10月に実施済。)を行い、理事会で慎重に議論すべきであった。については、理事会及び評議員会で今後このような手続にならないよう、再発防止策を検討の上、報告すること。 (2)理事長の選定 令和元年6月の定時評議員会で役員改選後、理事長の選定を議題として理事会の決議の省略手続を行っているが、議案資料を確認したところ、理事長に選定される理事名が記載されていないかった。については、理事長が選定されていない状況にあるため、速やかに理事会の決議により理事長を選定すること。 3 経理規程 (1)統括会計責任者等の任命 ア経理規程に定める統括会計責任者が任命されていない。については、統括会計責任者を速やかに任命し、経理事務の適正な管理を行うこと。イ経理規程に定める固定資産管理責任者が任命されていない。については、固定資産管理責任者を速やかに任命し、固定資産の適正な管理を行うこと。また、今後は経理規程第51条の規定に基づく固定資産の現在高報告を行うこと。 (2)随意契約 太子の郷の給湯設備工事について、契約額が1千万円を超えており、一般競争入札に付すべき契約を3者の合見積により随意契約を行っていた。随意契約の理由について監査の際、給湯設備の故障で至急対応する必要があった旨の説明を受けたが、決裁書を確認したところ、工事理由には利用者増による給湯不足への対応と記載されており、緊急を要する記載はなかった。随意契約が適正な理由及び手続により行われたことを明らかにする為、随意契約は決裁書類に理由や経緯等を明記し、関係資料を決裁書類に添付すること。 (3)契約更新 ㈱ケアフーズサービスの給食業務との契約更新で、他社との比較検討を行わず、契約継続に係る決裁を経ずに契約の継続を行っていた。継続的な契約は、定期的に見直しを行い、適正な契約の維持に努めること。また、契約見直しの結果、同一業者と継続して契約を行う場合は、その経緯や検討内容等を決裁書類に明記し、複数業者の見積書など価格等の比較検討を行ったことを証する資料を保存しておくこと。 4 財産目録 幼保連携型かしな認定こども園の敷地(指保郡太子町太田字五反田669番地の9)を平成28年12月20日に購入しているが、財産目録に記載されていない。令和元年度決算における財産目録の作成に当たっては、基本財産を漏れなく記載すること。(基本財産の追加に係る定款変更の手続については、平成30年10月11日に実施した監査において指摘済。)</p>	

②実施した改善内容

1 定款	<p>保育事業に対する認識の間違いにより、定款変更の手続きができていなかった。「ひなたぼっこ」は認可外保育所であるため、速やかに定款変更の手続きを行い、公益事業に追加します。</p>
2 理事会 (1)理事会の決議事項	<p>今後、このような事がないように定款に記載されている手続を基に、また、手順等不明瞭な場合は、所轄庁に相談しながら、適切な手続を行うようにいたします。</p> <p>また、手順等不明瞭な場合は、所轄庁の相談しながら、適切な手続を行います。</p> <p>なお、当該指摘事項については、理事会において経緯を説明、再発防止策について提案の上、基本財産の処分について承認を得ました。評議員会においても経緯の説明を行い、承認を得ます。</p> <p>(2)理事長の選定 理事会において、改めて理事長の選任を行いました。今後は、理事長の選任手続を適正に行います。</p>
3 経理規程 (1)統括会計責任者等の任命	<p>ア 本部 堰を統括会計責任者として、速やかに任命しました。 イ 固定資産管理責任者は、各施設の施設長及び園長とし、速やかに任命しました。</p> <p>(2)随意契約 今後は、経理規程に基づき適切な手続を行います。また、緊急を要する場合は、理由や経緯等をしっかりと明記し、適切な手順による決裁手続を行います。</p> <p>(3)契約更新 経理規程に基づき、定期的な内容等の見直しを行い、契約更新時には適正な手順に基づき、決裁手続を行います。</p>
4 財産目録	<p>今後の決算において正し、記載漏れがないように注意します。また、定款変更の手続を速やかに行います。</p>

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無